

# 消防の動き



## 令和5年度 消防設備関係功労者等 表彰式



表紙写真記事

2023  
**12**  
No.632

- 【望楼】郡山地方広域消防組合消防本部(若手職員の広報力アップを目指して)
- 【望楼】恵那市消防本部(令和5年度恵那市消防本部小隊警防技術発表会の実施について)
- 令和5年度消防設備関係功労者等表彰式の開催



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



危険物の規制に関する規則の一部を改正する  
省令等について.....4

令和5年12月号 No.632

巻頭言

あらゆる災害に対応できる組織

(東京消防庁 消防総監 吉田 義実)

レポート

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果.....8

Topics

令和5年度消防設備関係功労者等表彰式の開催.....12

「第25回全国女性消防操法大会」について.....13

消防通信～望楼

郡山地方広域消防組合消防本部(福島県) / 札幌市消防局(北海道)  
恵那市消防本部(岐阜県) / 松山市消防局(愛媛県).....15

消防大学校だより

消防団長科における教育訓練.....16

警防科における教育訓練.....17

報道発表

最近の報道発表(令和5年10月21日～令和5年11月20日).....18

通知等

最近の通知(令和5年10月21日～令和5年11月20日).....19

広報テーマ(12月・1月).....19

お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします.....20

雪害に対する備え.....21

# あらゆる災害に対応できる 組織

東京消防庁 消防総監 吉田 義実



東日本大震災発生時に「想定外」という言葉が頻繁に使われたことを記憶している方も多くいらっしゃると思いますが、当時の土木学会の会長の阪田氏が、「安全に対して想定外はない」と記者会見で発言されており、その言葉が強く印象に残っています。

あらゆる災害に対して、消防の使命を果たしていくためには、災害対応における「想定外」を無くしておく必要があります。常日頃から、どのようなことが起こり得るのか「想像力」を働かせておかなければなりません。

今年一年を振り返ると、国外ではトルコ・シリアでの地震やリビアでの大洪水、北朝鮮による度重なるミサイルの発射、国内では台風13号による大雨や早い時期から連日続いた猛暑、この夏は新型コロナウイルスだけではなく、例年、冬に流行していたインフルエンザも同時流行しました。また、令和2年4月に内閣府より、富士山が大規模噴火し、大量の火山灰が首都圏に降った場合には、都市機能に深刻な影響を及ぼすことが報告されたことを受け、東京都では、東京都地域防災計画・火山編の修正に向け、令和5年5月に「富士山噴火降灰対策検討会」を設置し検討を進めています。消防機関においても業務継続に必要な庁舎や車両等への火山灰による大きな影響が想定され、まさに、これまで「想定外」としてきたことを「想定内」としていかなければならない状況となっています。

こういった状況を踏まえると、テロ災害を含めたあらゆる災害に対して、迅速かつ的確に対応することができる組織の確立が急務であります。

消防の仕事は一人で完結できるものはほとんどなく、組織力で各種業務を推進しています。その組織力をより高めていくためにも、職員一人一人が能力の伸長を図るとともに、その能力を有機的に結び付け、組織力へと昇華させる必要があります。そのためには、階級に関係なく活発に意見交換ができるような職場環境の構築が求められます。このことから、東京消防庁では、階級社会の弊害である行き過ぎた権威勾配を排し、上下の隔たりなく建設的な意見が出し合え、心理的にも安心して表現のできる職場環境の整備を進めており、着実にその成果が表れています。今後も、職員の積極性や主体性を引き出す、心理的安全性の高い職場環境の整備を進めることで、組織力を更に強化し、あらゆる災害に対応可能な組織を目指します。

東京消防庁では、災害対応における「想定外」を無くすため、あらゆる災害を想像、想定し、その対応策を構築していくとともに、総務省消防庁をはじめ、全国消防長会、近隣消防本部及び関係機関との連携を密にし、安全・安心な「セーフ シティ」の実現に向けて、職員一丸となって消防行政を推進してまいります。



## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する 省令等について 消防庁危険物保安室

### 1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第70号。以下「改正省令」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和5年総務省告示第321号。以下「改正告示」という。）を令和5年9月19日に公布しました。

改正省令は、①顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の制御卓の位置に関する事項、②蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を屋外に設置する場合の保有空地等に関する事項、改正告示は、③蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設ける蓄電池設備に関する事項、④アルコールを収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器等に関する事項、⑤繊維強化プラスチック製変圧器に係る機械により荷役する構造を有する運搬容器に係る事項、⑥プラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準に関する事項、⑦運搬容器の内圧試験に関する事項について改正を行ったものです。

なお、⑥以外の規定については公布日と同日、⑥の規定については令和6年3月1日に施行することとしています。

以下、この改正省令等の概要についてご紹介します。

法令名については次のとおり略称を用いましたのでご承知ください。

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）・・・危規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）・・・危告示

### 2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の 制御卓の位置に関する事項について（①）

#### (1) 改正の背景

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の制御卓は、これまででは全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を直接視認できる位置に設置することとされていましたが、給油取扱所の経営の多角化及び監視設備の高性能化等を踏まえ、監視設備が適切に設けられている場合の制御卓の設置位置について「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」（令和3年度開催）において検討し、その結果を踏まえて規制の見直しを行いました。

#### (2) 改正省令等の概要

近年の監視設備の技術進歩に鑑み、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる場合は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を従業員が直接視認できる位置に制御卓（顧客の使用状況を監視する設備）を設置しなくともよいこととしました。また、これに伴って、制御卓の位置は給油取扱所内とすべきことを明確に規定しました（危規則第28条の2の5関係）。

### 3 蓄電池以外では危険物を取り扱わない一般 取扱所に関する事項について（②から③）

#### (1) 改正の背景

我が国では2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度における温室効果ガス46%排出削減の実現に向け、再生可能エネルギー最大限度導入のための規制の見直しや蓄電池の導入拡大などの投資を進めるとされています。

これを踏まえ、令和3年度から4年度にかけて「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」を開催し、そのうち屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備に係る位置、構造及び設備の基準について、検討結果を踏まえて改正することとしたものです。



(2) 改正省令等の概要

ア 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で、蓄電池設備を屋外に設けるものうち、以下の5つの条件を満たすものについては、出火及び類焼の危険性が低く、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いと考えられることから、一般取扱所の位置・構造・設備の技術上の基準のうち、特定の施設との間の保安距離の確保、建築物その他の工作物との間の保有空地の確保、危険物の流出リスクや可燃性蒸気の滞留を想定した流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備の防爆規制に関する規制を適用しないこととしました（危規則第28条の60の4関係）。

- (ア) 蓄電池設備と建築物その他の工作物との間に3m以上の空地を保有すること。
- (イ) 蓄電池設備は、堅固な基礎の上に固定すること。
- (ウ) 蓄電池設備は、キュービクル又はコンテナ（鋼板で造られたもの）に収納されている方式とすること。
- (エ) 蓄電池設備は、告示（危告示第68条の2の2）で定める基準に適合するものであること。
- (オ) 指定数量の100倍以上の危険物を取り扱うものについては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備に収納する蓄電池設備を包含するように設けること。

イ JIS等の出火・類焼対策の規定に適合したリチウムイオン蓄電池設備については、一定の火災安全対策が担保されており、これに用いられるリチウムイオン蓄電池は、固定され、電解液が容易に漏れ出すことはない判断できることから、危険物の流出リスクや可燃性蒸気の滞留を想定した流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備の防爆規制に関する規制を適用しないこととしました（危規則第28条の60の4第2項）。

ウ 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所のうち、アの5つの基準に適合するものについては、出火及び類焼の危険性が低く、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いと考えられることから、指定数量の30倍未満を取り扱うものについては消火器（第5種）を、指定数量の100倍以上を取り扱うものについては大型消火器（第4種）及び消火器（第5種）を設置すれば足りることとしました（危規則第33条及び第34条関係）。

4 運搬容器等に関する事項について

(④から⑦)

(1) 改正の背景

危険物の輸送に関わる労働者団体等から物流の効率化等の危険物輸送に関する課題や要望の声がありました。

これらを受けて、令和3年度、4年度と「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討会」（以下「輸送検討会」という。）を開催し、その検討結果を踏まえ、運搬容器等に関する技術上の基準等について規制の見直しを行いました。

(2) 改正告示の概要

ア アルコールを収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器等に関する事項について（④）（図1・2）

手指等を消毒するための消毒用アルコールの需要増加に伴い、危険物の第4類アルコール類に該当する高濃度アルコールの運搬に関して、運搬容器として法令で認められていないプラスチックフィルム袋を使用することについて要望がありました。

輸送検討会では、プラスチックフィルム袋を内装容器としてファイバ板箱の外装容器に収納した組合せ容器について、危告示第68条の5第2項（落下試験）及び第5項（積み重ね試験）に規定される試験を実施し、運搬容器としての性能を有するか否かについて確認しました。その結果、運搬容器としての安全性を有することが確認できました。



このことから、容器の特例に、第4類の危険物のうちアルコール類を収納する最大容積1リットル以下のプラスチックフィルム袋を追加し、また、運搬容器の特例に、当該プラスチックフィルム袋を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納した容器のうち、危告示第68条の5第2項（落下試験）及び第5項（積み重ね試験）に規定される基準に適合するものを追加しました（危告示第68条の2の3、第68条の3関係）。

また、落下試験は、運搬容器及び内容物をマイナス18℃以下に冷却した状態において実施することとしました（危告示第68条の5関係）。

なお、「不活性の緩衝材」とは、収納する危険物と反応を起こさず、組合せ容器とした際に緩衝機能を有しているものをいいます。



図1 プラスチックフィルム袋の例



図2 輸送検討会における積み重ね試験の実施状況

イ 繊維強化プラスチック製変圧器に係る機械により荷役する構造を有する運搬容器に係る事項（⑤）（図3）

第4類の危険物のうち第3石油類（引火点が130℃以上）又は第4石油類に該当する絶縁油等が収納された金属製又は陶磁器製の変圧器やリアクトル、コンデンサー等の電気機械器具については、機械により荷役する構造を有する運搬容器として特例基準により認められています。一方で、海外で普及している繊維強化プラスチック製（以下「FRP製」という。）の変圧器についても運搬容器としての見解を示してほしい旨の要望がありました。

輸送検討会では、FRP製変圧器を取り扱う事業者へのヒアリング調査及び文献調査を実施しました。その結果、FRP製の変圧器は一定の基準に適合する場合は、金属製や陶磁器製の変圧器と安全上同等であるとの結論が得られました。

このことから、機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例に、第4類の危険物のうち第3石油類（引火点が130℃以上のものに限る。）又は第4石油類を収納するFRP製の変圧器で、一定の基準（危規則第43条第1項第2号イからホ）に適合するものを追加しました（危告示第68条の3の3関係）。

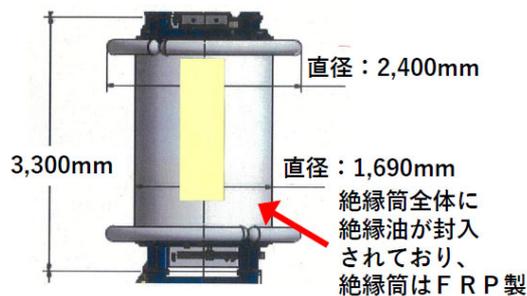


図3 FRP製の変圧器の概要

ウ プラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準に関する事項について（⑥）（図4・5）

専ら乗用の用に供する車両（ステーションワゴンやライトバンなどの車両）によりガソリンを運搬する場合には、金属製容器又は金属製ドラム（天板固定式のもの）によるものとされています。一方で、海外で普及しているプラスチック製運搬容器についても、専ら乗用の用に供する車両によりガソリンを運搬する運搬容器として使用できるよう要望がありました。

輸送検討会では、プラスチック製運搬容器については注油時や運搬時などにおいて金属製容器よりも静電気による火災発生危険が高い可能性があることから、静電気の発生状況を確認しました。その結果、車両の揺動による影響によって火災危険性が増加することはないことを確認しました。

このことから、専ら乗用の用に供する車両によりガソリン（自動車の燃料の用に供するものに限る。）を運搬する場合の運搬容器として、「プラスチック容器（プラスチックドラムを除く。）」（国際海事機関が採択した危険物の運送に関する



規程に適合していることが認められていることを示す表示（UN）（以下「UN表示」という。）及び容器記号 3H1 が付されているものに限る。）を追加するとともに、最大容積を 10 リットルとしました（危告示第 68 条の 4 関係）。

なお、UN表示については、危険物輸送に使用する場合は容器の製造日から 5 年以内としなければならないとされているため、専ら乗用の用に供する車両による運搬で使用する場合は留意する必要があります。また、容器記号の「3H1」は、ジェリカン（方形又は多角形の断面形状を有する容器）であって、その材質がプラスチックであり、天板が固着式のものであることを示します。



図 4 輸送検討会におけるガソリンの電荷量の計測状況



図 5 UN表示等の例

エ 運搬容器の内圧試験に関する事項について (⑦) 輸送検討会を進める中で、危告示第 68 条の 5 第 4 項第 1 号に規定する内圧試験について、海上輸送に係る船舶安全法では、消防法に定める試験方法以外の方法を定めていることが判明しました。

このことから、内圧試験の試験方法について、海上輸送に係る船舶安全法との整合を図りました（危告示第 68 条の 5 関係）。

## 5 おわりに

ここまで、改正省令等の内容について概観しました。本記事や改正省令等の公布と同日に発出した、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について（令和 5 年 9 月 19 日付け消防危第 251 号）も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いします。

# 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果

## 防災課

### 1 調査の趣旨等

我が国は、複数のプレートの境界に位置するため、世界でも有数の地震多発地帯です。また南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震の発生が危惧されており、これらの地震災害が最大クラスの規模で発生した場合には、甚大な被害が発生することが予測されています。

熊本地震（平成 28 年 4 月）では、耐震化されていなかった自治体庁舎が損壊し、災害対応や必要な行政サービスが行えなくなった事例が複数発生したことから、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる庁舎、消防本部・消防署、避難所となる体育館などの公共施設等で、耐震化の重要性が再認識されています。

このことから消防庁では、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断、耐震改修等の進捗状況を把握するため、調査を実施しました。

### 2 調査概要

地方公共団体が所有又は管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、2階以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を表1の基準に基づき抽出し、耐震化の進捗状況について集計を行いました。なお、調査対象はすべての都道府県（47団体）及び市町村（1,741団体）であり、調査基準日は令和4年10月1日です。

表1 防災拠点となる公共施設等の分類基準

区 分	防災拠点と位置づける施設
① 社会福祉施設	全ての施設
② 文教施設（校舎、体育館）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
③ 庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④ 県民会館・公民館等	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑤ 体育館	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑥ 診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
⑦ 警察本部、警察署等	全ての施設
⑧ 消防本部、消防署所	全ての施設
⑨ その他（上記以外）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

### 3 調査結果

(1) 令和4年10月1日時点耐震率：96.2%（図1）

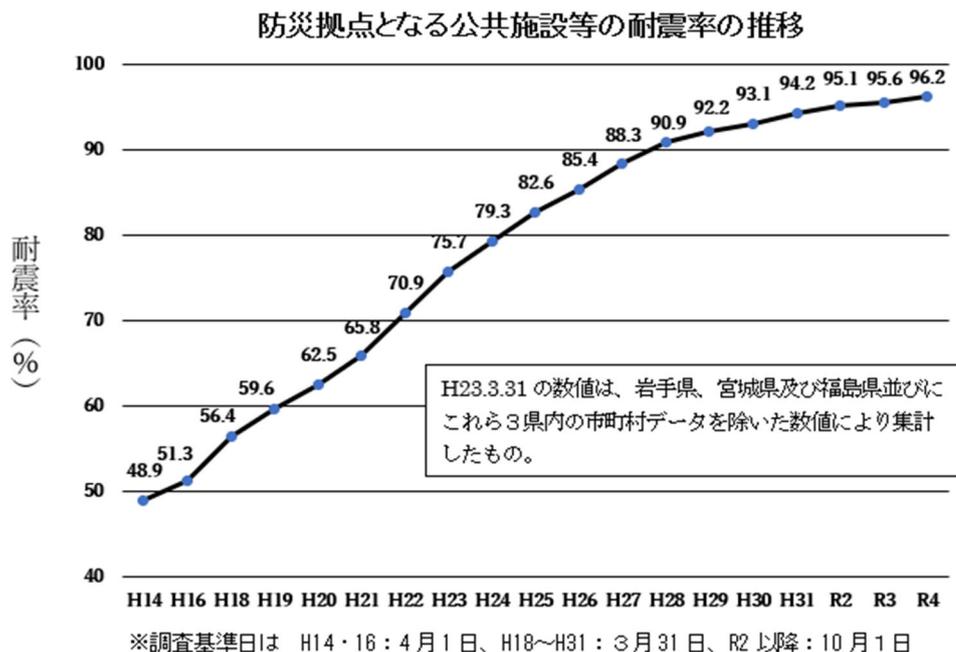
令和4年10月1日時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で18万1,573棟（都道府県：22,469棟、市町村：159,104棟）あります。このうち17万4,665棟の耐震性が確保されており、耐震率は96.2%となります。前回調査が行われた令和3年10月1日時点（95.6%）と比較すると、0.6ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
- ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物

調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



(2) 施設区別の耐震率 (表2)

表2 施設別の耐震率 (都道府県+市町村)

(令和4年10月1日現在)

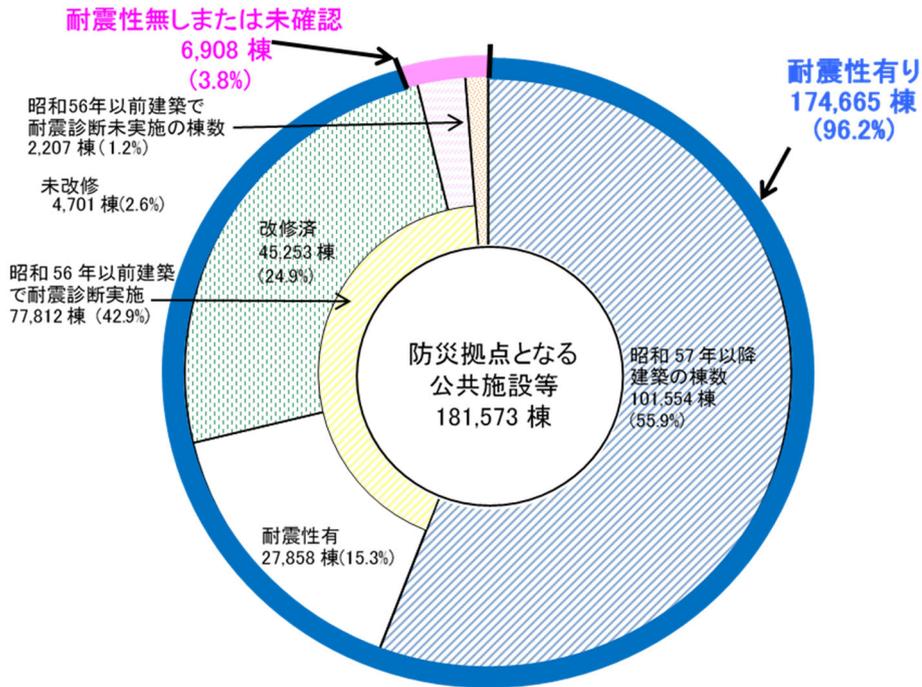
施設名	全棟数 A	S57年以降 建築の棟数 B	S56年以前 建築の棟数 X	耐震診断 実施棟数 Y	改修の必要 が無い棟数 C	耐震化済の 棟数 D	未改修の 棟数	耐震診断 未実施棟数	耐震済棟数 B+C+D=E	耐震診断 実施率 Y/X	耐震率 E/A
1 社会福祉施設	18,286	11,947	6,339	5,896	3,328	1,769	799	443	17,044	93.0%	93.2%
2 文教施設	105,634	49,257	56,377	56,329	18,202	37,792	335	48	105,251	99.9%	99.6%
3 庁舎	9,179	5,610	3,569	3,456	1,217	1,620	619	113	8,447	96.8%	92.0%
4 県民会館・公民館等	17,087	11,920	5,167	4,664	1,878	1,420	1,366	503	15,218	90.3%	89.1%
5 体育館	4,799	3,183	1,616	1,497	528	612	357	119	4,323	92.6%	90.1%
6 診療施設	2,698	2,224	474	441	214	129	98	33	2,567	93.0%	95.1%
7 警察本部・警察署等	6,044	4,383	1,661	1,131	327	534	270	530	5,244	68.1%	86.8%
8 消防本部・消防署所	5,571	4,146	1,425	1,327	697	488	142	98	5,331	93.1%	95.7%
9 その他(※)	12,275	8,884	3,391	3,071	1,467	889	715	320	11,240	90.6%	91.6%
合計	181,573	101,554	80,019	77,812	27,858	45,253	4,701	2,207	174,665	97.2%	96.2%

(3) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている17万4,665棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…10万1,554棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万7,858棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万5,253棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



(4) 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況 (図3、図4)

災害対策本部設置庁舎の耐震率は都道府県で 95.7%、市町村で 89.7%となります。また、同庁舎又はその代替庁舎が耐震化されている場合でみると、都道府県は 100%、市町村は 99.7%となります。

図3 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況【都道府県】

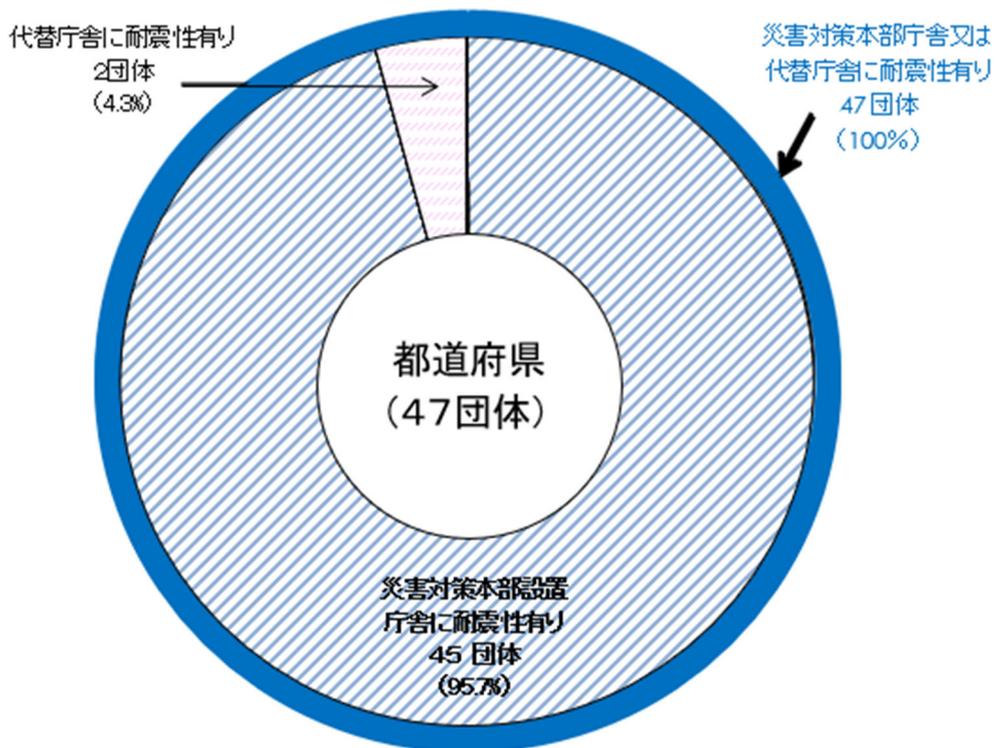
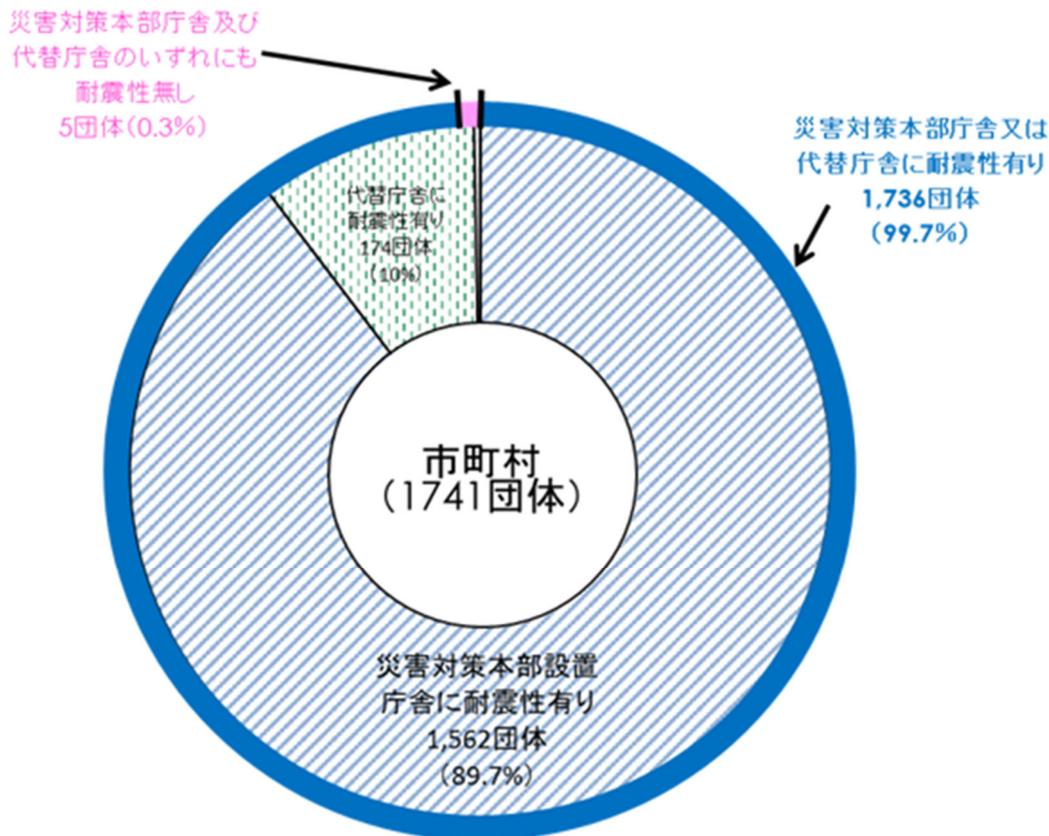


図4 災害対策本部が設置される庁舎及びその代替庁舎の耐震状況【市町村】



#### 4 防災拠点となる公共施設等の耐震化に向けた取組み

以上の調査結果から、防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進んでいますが、依然として耐震性が確保されていない施設も見られます。各地方公共団体において、当該施設の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修など耐震化の取組をより一層推進することが望まれます。

消防庁では、災害時の地方公共団体の業務継続性確保の観点から、災害対策の拠点となる地方公共団体の本庁舎や消防庁舎を増築・建替する際に、災害対策本部室や応援職員のための執務室の整備に要する経費を、緊急防災・減災事業債の対象としています（災害対策本部が設置される庁舎等は令和3年8月から、消防庁舎は令和4年4月から）。今後も、同事業債の活用などにより、地方公共団体の耐震化に向けた取組を支援していきます。

調査結果の詳細につきましては、消防庁ホームページをご参照ください。

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」

[https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230901\\_bousai\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230901_bousai_1.pdf)

# 令和5年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

令和5年11月2日(木)に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「令和5年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。式典では、原消防庁長官から表彰状が授与され、記念写真の撮影も行われました。

各表彰の概要は以下のとおりです。なお、詳細についてはホームページに掲載しています。

<URL>

[https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/231017\\_yobou\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/231017_yobou_1.pdf)



## 消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



## 優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するもののうち、高度な消防防災技術により防火対象物の防火安全性能の向上に資するものを表彰するものです。

【表彰対象 3件】



## 消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



問い合わせ先

消防庁予防課 TEL 03-5253-7523

馬場 (消防設備保守関係功労者表彰)

(消防機器開発普及功労者表彰)

佐々木 (優良消防用設備等表彰)

## 「第 25 回全国女性消防操法大会」について

### 地域防災室

令和 5 年 10 月 21 日（土）、東京都江東区の東京臨海  
広域防災公園において、「第 25 回全国女性消防操法大会」  
が開催され、約 3,000 人が参加しました。

全国女性消防操法大会は、女性消防団員等の女性消防  
隊員の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域に  
おける消防活動の充実に寄与することを目的として、日  
頃の訓練により培った消防操法技術を競い合うものです。



選手宣誓

開会式では、主催者を代表して、鈴木総務大臣、秋  
本日本消防協会会長が挨拶を行いました。

本大会には、各都道府県の代表として、女性消防隊  
44隊が出場し、厳正な審査の結果、八代市本部女性消  
防隊（熊本県）が優勝しました。



競技風景

表彰式では、原消防庁長官から、優勝した女性消防隊  
に内閣総理大臣賞として賞状及び優勝旗の授与、準優勝  
した女性消防隊に消防庁長官賞として賞状及び準優勝盾  
の授与が行われました。このほか、秋本日本消防協会会  
長から優勝した女性消防隊に対して、賞状等の授与が行  
われました。



鈴木総務大臣による主催者挨拶



表彰式の様子

## 第 25 回全国女性消防操法大会結果

順位	都道府県	消防隊名
優勝	熊本県	八代市本部女性消防隊
準優勝	東京都	板橋消防団女性消防隊
準優勝	愛知県	刈谷市女性消防隊
優秀賞	山口県	和木町女性消防隊
優秀賞	香川県	高松市女性消防隊
優秀賞	岡山県	和気町女性消防隊
優良賞	広島県	福山市女性消防隊
優良賞	千葉県	館山市女性消防隊
優良賞	埼玉県	入間東部女性消防隊
優良賞	福岡県	久留米市女性消防隊
優良賞	宮崎県	日向市女性消防隊
優良賞	静岡県	富士宮市女性消防隊

## 第 25 回全国女性消防操法大会優秀選手

	コース	都道府県	消防隊名	選手名
指揮者	1	熊本県	八代市本部女性消防隊	邑上 由衣
	2	東京都	板橋消防団女性消防隊	清水 成恵
1 番員	1	埼玉県	入間東部女性消防隊	狩野 淳子
	2	愛知県	刈谷市女性消防隊	内山 麻邑
2 番員	1	香川県	高松市女性消防隊	本田 菫
	2	山口県	和木町女性消防隊	宮本 ゆかり
3 番員	1	熊本県	八代市本部女性消防隊	那須 あゆみ
	2	愛知県	刈谷市女性消防隊	中村 樹
4 番員	1	熊本県	八代市本部女性消防隊	篠原 典子
	2	愛知県	刈谷市女性消防隊	近藤 色音

問合わせ先  
 消防庁国民保護・防災部地域防災室  
 Tel : 03-5253-7561 (直通)

## 若手職員の広報力アップを目指して

郡山地方広域消防組合消防本部

郡山地方広域消防組合消防本部では、若手職員を対象に、消防本部での就業体験をするキャリア形成支援研修を実施しています。

広報業務の体験では、新聞の読み方やニュースができるまでの流れ、そこに広報がどう関わるかを学んだほか、一眼レフカメラのSSやF値、ISO感度の設定を変えることで、どのように露出が変化するか、どのような構図で撮影するとより情報量の多い写真になるのか、実際に撮影しながら学びました。

引き続き、あらゆるステークホルダーと良好な関係を構築するため、組織的な広報力アップに取り組んでまいります。



消防通信

望楼

ぼうろう

## 令和5年度恵那市消防本部小隊警防技術発表会の実施について

恵那市消防本部

令和5年9月19日、28日の2日間にわたり小隊警防技術発表会を実施しました。

本発表会は、火災現場で迅速・確実な火災戦闘及び救出活動を実施し、消防戦術に必要な知識・技術の習得を図るとともに、小隊警防活動の更なる向上を目的とし、市内各消防署から1隊5名で編成された消防隊6隊が耐火造2階建て店舗兼共同住宅からの出火想定で訓練成果を発表しました。

今後も訓練を重ね、警防活動技術の向上を図ってまいります。



## 札幌市消防局バーチャルスクール絶賛公開中！

札幌市消防局

当局では、VR技術を用いた「札幌市消防局バーチャルスクール」を公開しており、ナビゲーターの札幌市消防局公式キャラクター「かさいまもり」と共に水槽隊などの活動体験や、日常で使える防災知識、自衛消防訓練について学ぶことができます。

市民の皆さまは勿論、現役消防士の方々も楽しめる内容となっております。

PC・スマートフォンなどで体験できますので、ぜひ触れてみてください！



## 女性分団と大学生等消防団員で合同教育訓練会を開催

松山市消防局

松山市消防団では、9月10日、日頃から応急手当講習の指導を行っている女性分団と学生消防団員の合同教育訓練会を開催しました。

愛媛大学大学院医学系研究科救急医学講座の佐藤 格夫教授を講師に迎え、「その時間を無駄にしないように」というテーマで救命に必要不可欠であるバイスタンダーの重要性についてご講演をいただきました。

これからも、本市消防団の応急手当講習の質の向上や市民への更なる普及啓発に努めていきます。



消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 消防団長科における教育訓練

消防大学校では、消防団の上級幹部に対し必要な知識及び能力を修得させることを目的として、総合教育「消防団長科」の教育訓練を実施しています。

令和5年度は、第83期（7月24日から7月28日まで）と第84期（10月16日から10月20日まで）の教育訓練を実施しました。第83期の28名及び第84期の28名の学生が5日間（教育時間30時間）の教育訓練を修了し卒業されました。

消防団長科の受講者は、各地域において、他に本業を持ちながら消防団の災害活動及び運営に携わっておられる消防団幹部の皆様です。日常はそれぞれの仕事に携わりながら消防団の活動に従事されており、新型コロナウイルスの感染拡大が引き続く中、消防団のさらなる発展のためにと、全国各地から入校を希望され地域性の異なる方々が共に学ぶ場となりました。

講義では、近年の消防団情勢や災害事例に関する講義のほか、校外研修では日本消防協会の秋本会長による消防団幹部としてのあり方や消防団活動の多様化、体制強化についてのお話を伺い、あらためて地域が求める消防団の職責について認識しました。

日本消防協会（秋本会長）



また、消防庁では長官講話を始め、消防庁幹部による最新の消防団情勢に関する講義のほか、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取り組み事項に対するポイント、消防団の現状による課題と対策や災害時の活動事例、さらには、加入促進や処遇改善、財政措置、安全管理等について説明がありました。

実科訓練として、指揮シミュレーションでは図上訓練等を実施し、消防団幹部が知っておくべき常備消防との連携や団員の安全管理、そして災害現場全体を見ることの重要性を理解しました。

また、実火災体験型訓練では訓練を見学し、火炎の成長過程やフラッシュオーバー発生前の兆候など火災の性状について学びました。

指揮シミュレーション訓練



実火災体験型訓練



そのほか、消防団等充実強化アドバイザー等の各講師からは消防団員活動や訓練、そして今後考えていかなければならない課題、また、新規団員獲得にも資するスピーチトレーニングの講義など、新しい時代に即した消防団のあり方を学びました。

研修を終えた受講者からは「各消防団の特徴や課題が聞けて良かった」「協会長、消防庁幹部からの講話を聞けて良かった」等の意見が多く挙げられ、更には学生相互の情報交換により、学生全員から「大いに相互啓発の場になった」との回答を得ました。

今後、消防大学校で修得した知識・技術をそれぞれの地域で発揮され、地域住民の負託にこたえとともに、消防団の発展に向けて大いに活躍されることを期待しています



# 消防大学校だより

## 警防科における教育訓練

消防大学校では、専科教育として警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者としての資質を向上させることを目的に「警防科」の教育訓練を実施しています。

入寮前のリモート授業では、総務省消防庁から法体制、国の動向及び先進的な取組みなどを聴講することで、最新の動向を習得しました。入寮後、座学（講義）で安全管理概論・実技指導を習得し、安全管理を最重視した資機材の取り扱いや各種訓練を実施しています。入校する学生は、災害現場における中・小隊長の立場が多いことから、現場指揮の概論や訓練技法などを習得し、各種指揮訓練に臨むことで、指揮者としての多角的な視野、指揮命令をより効果的に習得しています。

### 消防機器運用 I



また、他機関連携と題し、火災現場における、警察機関等との調整方法、情報共有のあり方の講義や、火災調査概論では、火災防御活動中からの見分、残火処理時の注意点など、火災調査の観点から学ぶ機会を新たに取り入れました。

そのほか、カーボンニュートラル社会実現のため脱炭素化を実現する技術として有力視される「蓄電池（産業用、家庭用蓄電池、電気自動車等）」の本格的な普及に先駆け、これらの政策のもたらす生活の変化、蓄電池の構造、メーカーが想定する火災対応に必要な知識等についての講義や、導入が進んでいるドローンでは、その運用体制や法整備の状況といった内容の講義に加え、実機を使い基本・応用の操縦訓練を実施し、ドローンの利点や操縦時の危険性、安全管理方法なども習得しています。

さらに、近年発生している災害事象に合わせ、強風下における街区火災及び林野火災に対する講義及び消防力劣勢時の同時火災シミュレーション並びに実動訓練を実施しているほか、異常気象による水災害に対応すべく水防対策、航空消防の講義を始めとし、気象の基礎や異常気象の知識習得を行い、土砂災害の救助方法などは実践的に訓練を実施しています。

### 土砂災害救助訓練



訓練では、小隊規模の指揮から中隊規模、現場を統制する現場最高指揮者（大隊長）や指揮隊の技術を習得し、各級指揮者としてステップアップできる形とし、複数隊活動の応用として可搬ブローアを活用した加圧排煙（P P V）での部隊指揮や多くの部隊を要する特異災害のNBC災害対応、多数傷病者対応、危険物対応を訓練し、初動の優先順位や部隊統制などを習得しています。

### 危険物火災対応訓練



学科の集大成となる学生企画総合訓練では、多くの訓練で習得した内容を中心に学生自らが企画立案し、進行・運営から訓練隊員までを割り振りすることで管理能力の向上を目的に実施しています。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識と磨きをかけた判断力に加え、全国の仲間から得た情報を活かし、各地域で安心と安全の確保・維持のため活躍されることが期待されます。

### 学生企画総合訓練



問い合わせ先  
消防大学校教務部  
TEL 0422-46-1712



## 最近の報道発表（令和5年10月21日～令和5年11月20日）

### <総務課>

5.11.3	令和5年秋の褒章(消防関係)	令和5年秋の褒章（消防関係）受章者は99名で、褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章 3名 黄綬褒章 7名 藍綬褒章 89名 計 99名
--------	----------------	--

### <救急企画室>

5.10.27	令和5年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和5年5月から9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
5.10.20	令和5年9月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和5年9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

### <予防課>

5.10.25	消防法施行令の一部を改正する政令(案)に対する意見公募	消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令(案)について、令和5年10月26日(木)から令和5年11月24日(金)までの間、意見を公募します。
5.10.27	消防用設備等の定期点検に活用できる新たなデジタル技術の公募	消防庁では、消防用設備等の定期点検について、最新のデジタル技術等を活用して現行の点検手法等を代替することにより、効果的に点検の目的を達成するための方策や点検制度のあり方を検討するため、技術公募を実施しますのでお知らせします。

### <防災課>

5.10.25	11月2日(木)に緊急地震速報の訓練を行います	11月5日は「津波防災の日」・「世界津波の日」です。この取組の一環として、令和5年11月2日(木)に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。
5.11.2	個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について(フォローアップの結果)	内閣府及び消防庁では、令和5年1月1日時点の個別避難計画の策定等に係る取組状況について、令和5年6月30日に「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」を取りまとめ、「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和5年6月30日付け府政防第2809号・消防災第118号）を通知したところです。 今般、当該通知に基づき、令和5年10月1日時点の進捗状況の把握(フォローアップ)を実施し、この度、結果を取りまとめましたので公表します。
5.11.6	町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	災害時には、短期間のうちに膨大な業務に対応・処理することが求められ、町村長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。 そのため、町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、町村の災害対応力の向上等につながるよう、全国の町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。



## 最近の通知（令和5年10月21日～令和5年11月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第308号	令和5年10月27日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の施行について
消防特第197号	令和5年10月27日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について（通知）
消防特第198号	令和5年10月27日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	広域共同防災組織を設置することができる区域の変更に係る防災体制について（通知）
消防予第553号	令和5年11月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
府政防第3147号 消防災第198号	令和5年11月2日	各都道府県消防防災主管部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官 （避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長	避難行動要支援者の避難確保に向けた個別避難計画の策定について
事務連絡	令和5年11月6日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	マイナポータルサービスの検索・電子申請機能（びつたりサービス）に係る改修について（情報提供）
消防危第316号	令和5年11月8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防参第299号 消防消第403号	令和5年11月14日	都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部参事官 消防庁消防・救急課長	訓練時における安全管理の徹底について
事務連絡	令和5年11月16日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	マイナポータル申請管理の後継システムの提供について（情報提供）
事務連絡	令和5年11月20日	各都道府県消防防災主管部（局）	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災計画担当）付 消防庁国民保護・防災部防災課	「市町村のための降雪対応の手引き」の改訂について
中防消第10号	令和5年11月20日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 （内閣総理大臣） 岸田文雄	降積雪期における防災態勢の強化等について
消防危第327号	令和5年11月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について

## 広報テーマ

12月		1月	
① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課 予防課 防災課	① 消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課 予防課 防災課 防災課
② ストップ火災の注意喚起		② 文化財防火デー	
③ 雪害に対する備え		③ 住宅の耐震化と家具の転倒防止	
	④ 全国防災・危機管理トップセミナー		



# 消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する ご理解とご協力をお願いします



消防・救急課

## 車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができていますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

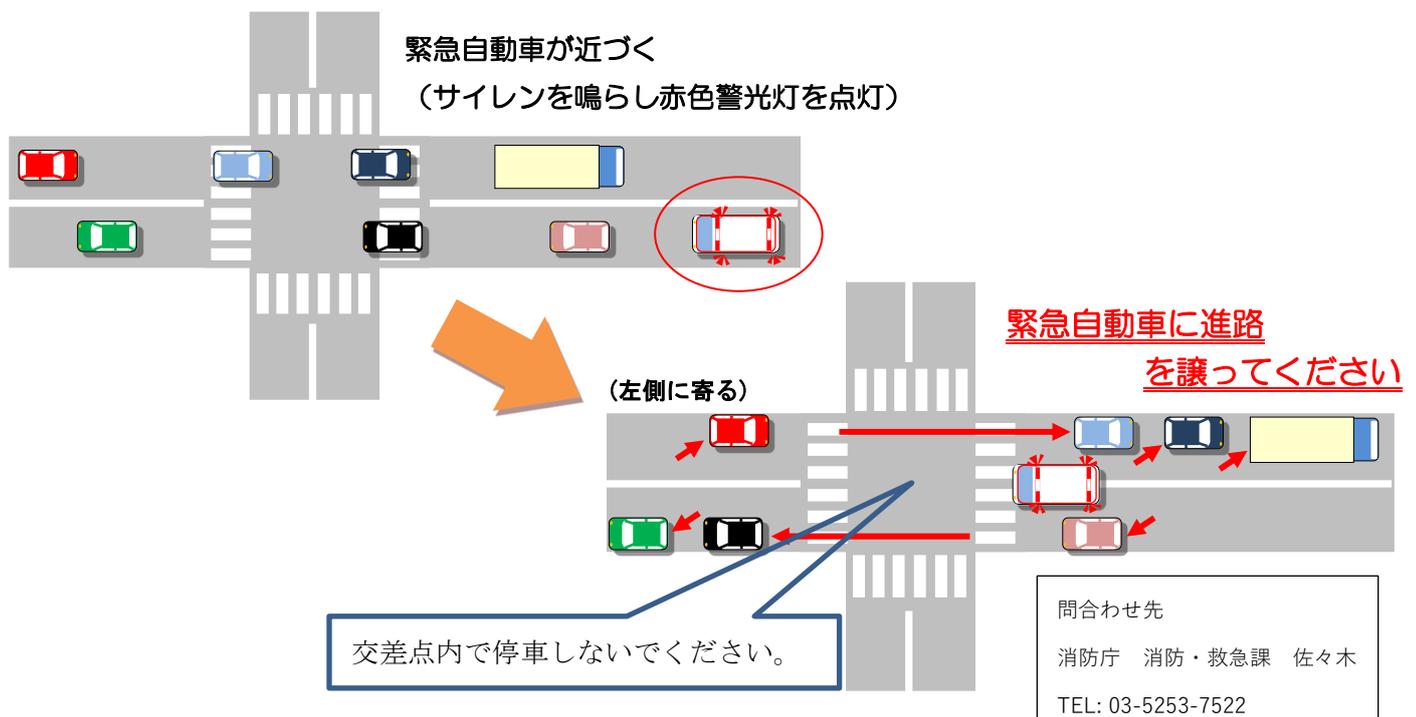


### ○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

### ○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



# 雪害に対する備え

## 防災課

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。大雪、暴風雪等が予想される場合や除雪作業を行う場合には、以下の注意点を参考に、安全確保を心がけ、事故防止に努めましょう。

### 1. 大雪、暴風雪等が予想される場合の注意点

以下のポイントに注意して、安全確保を心がけましょう。

#### 【心がけるポイント】

#### ○在宅時の安全な過ごし方に関すること

- ・ 不要不急の外出を避ける
- ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等を準備する
- ・ FF式（強制給排気）暖房機<sup>（※）</sup>の給排気口付近の除雪状況を確認する



排気筒周囲をこまめに点検しましょう！

※ 燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を、給排気筒を通して室外に出す方式

#### ○車両運転等に関すること

- ・ できる限り車両の運転は避ける
- ・ やむを得ず運転する場合は以下を実施する
  - ア 気象情報、道路情報等の確認
  - イ 車両の点検整備
  - ウ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、毛布、飲料水、非常食等の準備
  - エ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの装着
- ・ 車両立ち往生時は以下に注意する
  - ア 一酸化炭素中毒を防止するため、マフラーの定期的な除雪や車内の換気をする
  - イ やむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残す



東海北陸自動車道における立ち往生の状況（提供：国土交通省）

### 2. 除雪作業を行う場合の注意点

令和4年11月から令和5年4月の雪による人的被害は、死者が60名で、そのうち除雪作業中の死者が49名に上りました。

以下の項目に注意して、除雪作業中の事故防止に努めましょう。

#### 【命を守る除雪中の事故防止10箇条】

- 作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでる！
- はしごの固定を忘れずに！
- エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- 低い屋根でも油断は禁物！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- 作業のときには携帯電話を持って行く！

この他にも、国土交通省において除排雪に関する各地の取組事例集が紹介されていますので、参考にしてください。

[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku\\_chisei\\_tk\\_000064.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000064.html)



命綱、ヘルメットを装着して作業する様子（提供：新潟県）

問合せ先：消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL：03-5253-7525

# 防災まちづくり大賞

## 「防災まちづくり大賞」って何？

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大規模な災害の教訓を踏まえて、防災・減災・住宅防火に関する優れた取組、アイデアなどを表彰し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として、平成8年に創設されたものです。



## どんな取組を募集しているの？

次のいずれかに該当する取組を募集しています。

- 防災ものづくり : 防災関係の施設整備、道路や公園における防災面での配慮など
- 防災ことづくり : 自主防災活動、防災知識の普及啓発、広報活動など
- 防災ひとづくり : 防災に関わる人材の育成、災害対応能力を高めるための教育訓練、講座、研修など
- 防 災 情 報 : ICTを駆使した災害・防災情報の収集、伝達体制の整備など
- 住 宅 防 火 : 住宅防火対策を通じた、災害や火災に強いまちづくりの推進など

## 応募できるのはどんな団体？

- 地方公共団体
- 消防団・水防団
- 自主防災組織
- 少年・幼年消防クラブ
- 女性防火クラブ
- 企業・事業所
- 防災士会
- ボランティア団体・NPO団体
- 教育機関(小・中学校、高等学校、大学等)
- まちづくり協議会・社会福祉協議会・医療機関 など

※上記団体のほか、様々な団体が応募可能です(直接的な営利を目的とするものを除く)。  
※過去に応募したものの受賞に至らなかった場合や、受賞実績がある場合でも、継続または発展させた取組を再度応募することができます。

## どんな賞があるの？

「総務大臣賞」、「消防庁長官賞」、「日本防火・防災協会長賞」があります。

## 年間のスケジュールは？

7月～9月頃  
募集期間

9月～1月頃  
審査期間

2月～3月頃  
表彰式



みなさまのご応募お待ちしております。詳しくは、消防庁「防災まちづくり大賞」のホームページをご覧ください。



主催：FDMA 総務省消防庁 共催：(一財)日本防火・防災協会  
Fire and Disaster Management Agency